

知と罪 — 「不作為」を中心に —

山 本 務

Wissen und Schuld. Betrachtungen über das »Untertassen«

Tsutomu YAMAMOTO

Resümee

Ohne das stillschweigende Mitwissen(Mittun) oder die Gleichgültigkeit der breiten Bevölkerung(nicht nur der deutschen), die eben weder Täter noch Opfer war, hätte es keine Nationalsozialismus geben können. Diese Einsicht verlangt von uns, das, » was geschah«, als ein Zusammengesetztes aus dem, was geschah, und dem, was geschehen ließ, zu betrachten. Gerade darin ist ein Untertassungs-gedanke entstanden.

Ist Untertassen Schuld? Wie weit ist Untertassen Schuld? Die Beantwortung ist nicht eindeutig, und, was man tut und was man tun läßt, sind zwar im allgemeinen moralischen Urteil ganz verschieden. Es ist aber möglich, die beiden Urteilen als Kontrabegriffe herauszubilden. Zum Beispiel entsteht die Wasserverschmutzung, weil der betreffende Unternehmer keinen Filter eingebaut hat. Die Konsequenzen entsteht infolgedessen zugleich aus dem Handeln der einen und dem Untertassen der anderen. In der Tat impliziert passives Untätigbleiben für das Geschehenlassen, dass die Verleugnung des Wissens Schuld ist.

加害者でもなく犠牲者でもない広範囲に及ぶ住民(ドイツ人だけではなく)の黙認する関知(協力)と無関心が存在しなかったならば、ナチズムは生まれえなかったであろう。このことは、『起こったこと』を起こったことと起こるがままに放置したこと(起こらなかったこと)の複合体として考察することを要求してくる。まさにこの点に、不作為という考え方が生まれた。

不作為は罪なのか、いかなる範囲で罪なのか。これに対する回答は一義的ではなく、また、することとするがままに放置することはたしかに一般的な道義的判断では別種のもので異種的である。しかし双方を対概念へと形成し造型することは可能である。例えば環境問題。水の汚染は、当該企業が浄化装置を導入しなかったから生じたのであり、したがってその諸結果は、同時に一方の行為ともう一方の不作為から生じる。じっさい、起こるがままに放置することに対して消極的に拱手傍観するということは、知の否認が罪であることを暗示している。

Schlüsselbegriffe: was man tut und was man tun läßt (為すことと為すがままに放置すること),
Untertassen und Geschehenlassen (怠慢と起きるがままに放置), Schuld (罪),
Verleugnung des Wissens (知の否認), Nationalsozialismus (ナチズム)。

目次

はじめに

I.

1. 「不作為の罪」—ヴァイツゼッカー演説の核心と、もうひとつの「作為」
2. 「不作為」研究の方向性と展望—三つの方向性
- 3-1. 「あのことであなたは、何を知っていましたか?—ドイツ人の回答—」
- 3-2. 「沈黙」の精神史

II.

4. 「起こるがままに放置」という範疇の独自性、存在論的な対応物の不在
5. 不作為の基本形と拡大形態の分節化・体系的導出—その究極形態

III.

6. 悪の構成要素としての不作為、トドロフの見解
7. カミュ著『転落』の主題について

終わりに代えて

はじめに

1996年12月スイス政府による委託とともに発足した、歴史家を中心メンバーとする「独立専門委員会」であったが、ドイツ語紙のみならず、日本の各紙でも報じられたように、『ナチズム時代のスイスと亡命者（避難民）』⁽¹⁾を研究する「バルジュ報告書」が1999年12月10日によりやく公表されるに及んだ。360頁に及ぶ浩瀚な報告書は、第二次大戦中スイスに亡命を求めながらも国境際で入国拒否された人々に関する歴史的な実証を積み重ねてゆき、「結論」の最終行で次のように的確に問題提起をする。「もしスイスがもっと人道的な政策をとっていたならば、何万人もの人々をナチズムとその追随者による殺害から救うことが出来ていたであろう」⁽²⁾と。より詳細に言えば、「スイス政府はナチス・ドイツの占領地に強制収容所が存在し、スイスに入国出来ないユダヤ人が殺害される可能性が極めて高いことを知っていたにも拘わらず、1942年に原則として亡命者の受け入れを最小限に留めることを決定し、44年までこれを緩和することがなかった。」⁽³⁾これは、「不作為」の立証に他ならない。この報告書を受けて、スイス大統領は、「いかなることによっても償うことの出来ない」当時の亡命者政策の誤りに対して謝罪を表明した⁽⁴⁾。

もうひとつの事例を挙げよう。94年アフリカ中央部ルワンダで少数派ツチ族住民約80万人が虐殺された問題に関する、国連委託の独立調査団による報告を受けて、99年12月17日、国連事務総長コフィー・アマンは、事前防止のための情報と勧告を各方面から受けていたにも拘わ

らず、国連安保理による合意形成が出来ず、「適切な対応を怠った」ために、住民虐殺を「見過し、必要不可欠な対応を取らず、ルワンダを見捨てた」旨を自己批判した⁽⁵⁾。「世界の機能不全」（ウィーン「ディ・プレッセ」紙⁽⁶⁾）の現状認識である。「或る紛争には積極的に介入しているのに、手を拱いていることを恥じざるを得ない多くの危機に無関心であるように思われていることにどう対応すればよいのか」⁽⁷⁾。その後、アマンが寄稿した「新しい問いに対する新しい考え方」を求める見解である。そこにはルワンダとスレブレニツァの大虐殺は、これを阻止すべく「行動しなかった結果」⁽⁷⁾であるという独特の反省と把握の仕方が提示されていて、ここにも「不作為」が問われていることは明白であろう。

さらにもう一例。賛否両論を惹き起こし、また、未解明の部分を含んではいるが、セルビアでのミロシェヴィッチ政権による住民虐殺に対して、99年春NATOが踏み切った「軍事介入」は、やはり根本に「支援の不作為」を自覚したものであった。以上三事例が示すように「放置か、介入か」という選択肢は、今日国際的規模で生じる問題に対する解決方法の争点をなすに至っている。この争点を精神史の次元で考え直すものとして、ナチズムによる「ホロコースト」に対して戦後ドイツ人が自己批判するなかで創出した問い、つまり「不作為は罪か？いかなる範囲で罪か？」という問いかけは、掘り下げて考察するに値する。本稿は、まず、この問いをドイツ大統領の著名な演説から析出し、さらに、その思想的な幅を追求するものである。

I.

1. 「不作為の罪」 — ヴァイツゼッカー演説の核心と、もうひとつの「作為」

第6代独大統領ヴァイツゼッカーによる戦後40周年記念演説（「5月8日演説」、1985年）⁽⁹⁾は、「ユダヤ人虐殺」に関して主に何を問題にしたものなのか、彼は、いかなる問題提起と解答を与えているのか——この問いに明確に答えるものを考えたい。これは、ドイツにおいても同演説（並びに、その後の演説活動）に直接的に即した形では、筆者の知る範囲では、奇妙なことにほとんど見られないからである。その演説の眼目は、つぎのように二つの事柄へと要約して取り出すことが出来るであろう。

- (1) ユダヤ人迫害の進行中に、これに「目をつぶった」こと、
 - (2) ユダヤ人迫害の結果が「ホロコースト」として明らかになったとき、これを「知らなかった、うすうすと感じることさえなかった」と異議を申し出たこと。⁽¹⁰⁾
- この二つのことがその演説によって言われている。このように二つが相重なり、結合することによって、出来事が浮き上がり凍結されてしまうという問題、これを、国家元首の演説は提起している。国民の「沈黙」を国家権力との共犯として問題提起する。ユダヤ人大量虐殺に至る過程での種々の出来事⁽¹⁰⁾に「消極的に同調し」、「黙認した」ということ（ヤスパースのいわゆる「道義的な罪」）、それが、(1)。さらに、大量虐殺の全容が明らかになったとき、「知りませんでした」と対応すること、これが、(2)。

以上の二点をよく考え直すならば、「起こったこと」を考えるに当たって、「起こらなかったこと」を不断に組み合わせるといふあり方が見えてくる。もっと突っ込んで言えば、「起こったこと」と同時に「起こらなかったこと」（「起こるべくして起きなかった（ausbleiben）⁽¹¹⁾こと」）を組み合わせると同時進行することとして提示し、この双方によってこの歴史的な出来事に対峙しているのである。このことが、彼の演説の核心と独創である。「なぜホロコーストは起きたのか？」という問いに対して歴史家の研究は積み重ねられており、今後も研究されるであろう⁽¹²⁾が、多くのドイツ人市民の協力と同調と黙認が関わっていることの洞察、この洞察を母体として「不作為」という考え方が生まれる。

こういう考え方に対して「不作為」など、所詮「作為」を前提したものであり、それへの「補充」であり、

二義的なものに過ぎないという反撥は直ちに起こり得るであろう。しかし翻って、「なぜ起こったのか？」という問いに対して、「止めなかった」から「起こり、起こりつづけた」のだという解答は、単純明解でもあり、また、或る思想的な次元を指示してくれる。出来事が出来事として「起こるがままに放置」（geschehen lassen）したということ、このことである。このありかたを、どのような精神史の文脈へと展開するか、こういう課題が生まれる。

もうひとつの文脈から直裁に言えば、究極的には、あの出来事が阻止され食い止められるべきであったということである。「ホロコースト」の唯一独自性を念頭におきながらも、問題を敢えて一般化すると、つぎようになる。

- (1) 出来事の進行中における「傍観と座視」、
- (2) 出来事の終了時点における「知の否認」。

この精神的な現象を我々は、「知と意志の不作為」として捉えたい。そして「為すべきことをしなかった罪」（Unterlassungssünde）という場合、その「為すべきこと」として、もうひとつの、あり得る、あり得たであろう「作為」を思考するのである。つまり、「作為」と「不作為」を対概念として考えて、双方を対置させ、次のように、三段階の範疇化⁽¹³⁾を設定することによって初めて、問題連関の全貌が見えてくるであろう。すなわち、

	主客未分	客観的形態	主体的な形態
(A)	(1)不作為 Untertassen	(2)起きるがままに放置 Geschehenlassen	(3)消極的な拱手傍観 passives Untätigbleiben
(B)	(1)作為 Tun	(2)行為 Handeln	(3)積極的な介入 aktives Intervention (Eingreifen)

このように、「不作為」それ自体を分節化して、客観的形態と主体的な形態にまで、自覚を深めて徹底化すると、ようやく問題の全貌が見えてくる。特に、第二段階をなす客観的形態の論理的な段階にまで行けるか否か、これが要点であった。私は、先の論文「罪責問題・その哲学的展開」⁽¹⁴⁾の最後で、「不作為」の客観的な表現を、「起きるがままに放置することに対して、拱手傍観すること」（passives Untätigbleiben für das Geschehenlassen）として対象化することに辿り着いていたが、これを成果として、更に進めて、このように三段階の論理的な進展形態を設定することにしよう。

この場合「不作為」は、いわば主客未分の形態として

存在する。「為すべきことを為さなかった」ということ、その含意は、「為すべきこと」という客観的な規範と「為さなかった」という主観との齟齬という形をとった混合体が存立していることを見ることが出来る。その意味において、主客未分である。これに応じて、さらに客観的な形態として、一方に「起きるがままに放置」を析出し、同時に、他方に、主観的な形態として、「拱手傍観」を析出することが出来るのである。「作為」もまた、「為すべきことをする」という意味で、二重性を成している。⁽¹⁵⁾

この場合、単純化を怖れずに定式化するならば、「悪の作為」対「出来る限りの善の怠慢・不作為」⁽¹⁶⁾という構図を提示すれば、事態はさらに分かりやすくなるであろうか。スピルバーク監督作品映画「シンドラーのリスト」(1994年)と絡めて表現するならば、「助けたドイツ人」と「助けられたユダヤ人」ではなく、「助けなかったドイツ人」と「助けられなかったユダヤ人」が主題とされてくる。明らかにヴァイツゼッカー演説は、「出来る限りの善の怠慢・不作為」を描き切っているのである。彼はさらに93年に「白バラ50周年記念演説」⁽¹⁷⁾で、ナチズム体制の進行と浸透に対して「抵抗」したシヨル兄妹たちの精神を考察したが、目下のところむしろ重点は、数々の「不作為」の累積を想起して蓄積し内面化することを「あの時代を成人として身をもって体験した人々」に対して求めるという、大統領としての職責を自覚した訴えに置かれていたのである。

この点で、1980年代に入ってドイツで形成されてきた「想起の文化」(Erinnerungskultur)⁽¹⁸⁾の経験として、戦後40年周年が画期点を形成していると、判断出来るし、さらに、10年間に及んで続けられ、今年6月国会決議によって可決された、ベルリンでの「ホロコースト慰霊碑」建立に関わる論争も、その論争記録が詳細に検討されるべく公開されている⁽¹⁹⁾。戦後50周年における出来事も、その後『テキストとしての戦争』(クラウス・ナウマン)⁽²⁰⁾や『我々は歴史から学び取った』(ヤン・ヘルガ・キルシュ)⁽²¹⁾という研究へと結実しているのである。

そればかりではない。例えば、先に我々が考察したように⁽²²⁾、カール・ヤスパースが終戦直後に開示した、特に「不作為」という意味における「第三帝国下での罪責の承認」と「ドイツ連邦共和国の民主主義的な文化」の展開とが不可分に結合しているという洞察、このことの実証と解明に向けて、ドイツ連邦議会の戦後50年間に及ぶ、大部の議事録、これを研究対象として初めて開拓

した社会学者ヘルムート・ドゥビールは、その著『誰一人として歴史から自由ではない』(1999年)⁽²³⁾において、この連関を特に指摘する。つまり「連邦共和国の政治体制へと民主主義的な文化が成育するのは、ナチズムの過去の記憶が受け容れられる余地が開かれる程度に応じてである」⁽²⁴⁾という命題を提起するに至った。また、逆説的にも「過去がかつてないほど、いや増しに現前している」と指摘することによって、戦後二世代を経ることによって初めて「最大の悪を直視する」精神がドイツのみならずヨーロッパで今日可能となったと自己認識するのは、「記憶に名前を与えよ」(1998年)⁽²⁵⁾と呼びかける歴史家ザウル・フリートレンダーである。このように「想起の文化」の形成へと向かう、同時代ドイツ・ヨーロッパのあり方は、追求し確定するに値するであろう。哲学プロパーの主題としては、「想起・忘却・赦し」⁽²⁶⁾という現代固有の分野が拓かれてもいる。

しかしその追求に先立って我々としては、「何も知りませんでした」という「知の否認」、これが、ドイツにおける戦後精神史の「起点」、しかも、克服されるべき絶対の「負の起点」であることを確認しなければならない。この精神形態が解体されない限り、ドイツにおける「戦後」の始まりは存在しなかった。これは、「あのことには何ひとつ関わり合いたくない」という、優に一個の「意思表示」を意味するからである。1920年生まれの、戦中世代に属するヴァイツゼッカーが、「知るべき事柄が存在するということを知らなかったのだから、私は何も知らなかったのだ」と抗弁する戦中派の立言に対して、「これに関して言い争おうとは思わない」と留保しながらも、「自分が何を知っていたのかということが問題なのではない。自分の具体的な生存条件に応じて、知ろうとすれば知ることが出来た(hätte wissen können)事柄が存在し、知ろうと欲した(wissen wollte)事柄が存在し、それが何であるかという問題である」⁽²⁷⁾と、「接続法」の形で提起する定式が注目に値するのである。それは、「ホロコースト」という形に立ち至る、いわば途中駅への立ち会いという「知」を問題とする視点の提示である。

そして、他ならぬ「知の否認」が、厳密な意味における刑法上の「犯罪」(Verbrechen; crime)とは区別されて然るべきものとして、「罪」(Schuld; sin)というものではないのかという問い⁽²⁸⁾がヴァイツゼッカー演説には響いている、と引き出そう。「知の否認」が「罪の生成」と連関しているのではないかという問いかけは、「罪」という範疇がこういう特有の、実質を帯びたかた

ちで「現代」に生きているという、まさに「発見」へと我々を導いてくれている。古来からの「罪」という概念が20世紀の現代において「政治と罪」「政治と罪責」という主題で、政治の領域に大きく入り込んできており⁽²⁹⁾、この事態の解明が要求されるのである。

以上のような意味で、我々としては、「不作為」ということを、原理的に、つまり体系的にも歴史的にも考えることが求められる。たんに「悪」が問題であるばかりではなく、明確な「悪としての悪」⁽³⁰⁾の形態を取らない「悪との共犯の円環」⁽³¹⁾が重要であり、「不作為」は、罪のピラミッドのうち、いわば最底辺の位置を占めており、むしろ、「無実」(Unschuld)に近いものであろう⁽³²⁾が、その「無実」に近い精神構造をかえて、最大の「罪」としてつかみ直し、それを産み出す精神構造の自己変革に「戦後」への、したがって未来への展望を獲得してゆくというのが、ヤスパースにもヴァイツゼッカーにも見られる志向性である。

ところが、ここに極めて厄介なことに、その「不作為」たるや、やはり一般的な道義的判断としては、「作為の罪」よりも、はるかに罪が軽いものとして見なされているものである。例えば、次のように二つの例を対置してみよう。

- (1) 「他者に故意に嘘をつくこと」、
- (2) 「大事なことを黙ったまま、他者が思い違いをしているのを放置すること」。

前者が「作為」であり、後者が「不作為」である。他者に対する悪意ある「危害」を加えることと、他者(の誤り、困窮)に対する「無関心」を決め込む一例であるが、通常、後者よりも前者の方がはるかに厳しい道義的な判断を受けるのであり、後者に対する「独断的な定説」の突き崩しと主題的な考察を必要とし、双方に対する道義的な判断の比重をどのように重点移動してゆくの、本稿の課題も、そこに存する。

2. 「不作為」研究の方向性と展望、その論理的な位置

そこで、「作為の罪」の進行に対して「不作為」がどのような論理的な関係を担い得るのかという問題に進もう。第一に、直ちに考えられるのは、「作為の罪」に対して、これを「助長し促進する」⁽³³⁾という位置であり、これが通常よく「傍観社会」の出現として日常的にも考察されているあり方である。問題は、ここからどのような論理構成が可能かということであ

る。したがって第二に、「作為の罪」と論理的に同等の位置を占めるあり方の構想であり、これは例えば、実践哲学者クルト・バイエルツの追求のように⁽³⁴⁾、近代的=古典的な「責任概念」に対する現代の「責任概念」の追求と構築に際して、「首尾一貫して結果に重点を置く考え方」に立って、「不作為が作為と同程度の広範な諸結果をじっさいに持ち得る社会的な諸条件」を考慮に入れれば、明らかに成立する。例えば、環境汚染の場合、それらの諸結果は、一方における「作為・行為」と、予防的に当該企業が濾過装置を導入しなかったり、当該政府が厳しい法案を貫徹しなかったということ、つまり、「起きるがままに放置する」という「不作為」、これら二つの構成要素によって成り立っているとして、再構成することが出来るのである。そして、責任概念の再構成は、すぐれて「社会的な構成」というあり方をとって来ざるを得ない。⁽³⁵⁾

第三に、「不作為」を「作為の罪」よりも上位を占める論理的な比重を置こうという理論構成である。この考え方が、我々の見るところでは、最も注目すべき思考実験である。

これは、ナチ時代の数百万人の殺害は大方、

- 意識的意図的に悪を欲した犯罪者によって起こったわけではない、
- 殺人の快楽に基づいて行為する犯罪者によっても、
- 己れの近隣諸国民に対して意図的に危害を加えようと欲した犯罪者によっても、
- 神秘的にイデオロギーによって教化され、道義的な現実に対して盲目であった犯罪者によっても、生じたわけではなかった。大部分を占めたのは、むしろ、
- 欲求に加わろうとする(「オオカミと一緒に吠える」)こと、
- 盲目的に服従しながら、良心と個人の責任を犠牲にしたこと、
- 感情のこわばり、
- 見てみぬ振りをすること、
- 何も考えないこと、
- 極度に私的な狭い幸せに閉じこもること

であった。要するに、悪が生じたのは、人々が悪としての悪を欲したからではないという考えであり、これは、漠然と流布しているナチ犯罪と「戦争像」に変革を迫る視点である。「悪」の出現はむしろ、「不作為」それ自体を発生源としており、「無関心」からであり、「不参加」という立場からである、と捉えられる。このように考え

直すならば、悪の反対が、つまり探求されるべき道義が何であるかは、明瞭である。悪の反対は、もちろん「無関心」でもなければ、「他者に対する危害を加えまいとすること」でもなく、

- 積極的に他者に向き合うこと、
- 気遣い、
- 隣人愛、
- 比較的大きな文脈における、自分自身の分担責任を承認すること

である。以上のように考えるのは、政治学者ゲジネ・シュヴァンの労作『政治と罪責』（1997年）⁽³⁶⁾である。これは、「ナチ時代に犯された罪の沈黙が戦後において引き続き、民主主義体制に対して破壊的に作用している様相」を考察した成果を踏まえて、提起されることである。

こういう方向に「不作為」の展開可能性を方向づける努力も試みられていて、そして、我々もまた、このような展望を見据えながら、「民主主義体制の活性化」⁽³⁷⁾の課題へと接続し考察してゆくことが出来るであろう。

3.

マックス・プランク研究所所長フォーベルト・マルクル（1998年2月、同研究所創立50周年記念）は、今日の歴史意識を次のように自覚的に表明している。「終戦と全面的な体制崩壊の後50年以上経て、こういった自己研究の時は終わったと考える人は、私見によれば、思い違いをしております。その反対に、過ぎ去ったのは、ただ、恥ずべき沈黙(Schweigen)の時代であり、悔悟なき隠し立て(Verschweigen)と手心を加えた黙殺(Beschweigen)と、終戦直後の忘れようと欲する時代だけであります……」⁽³⁸⁾

3-1. 「あのことで、あなたは何を知っていましたか — ドイツ人の回答 — 」

作家ケンポフスキによる仕事、『あなたは、あのことで何を知っていましたか — ドイツ人の回答 — 』⁽³⁹⁾と題する本、そのアンケート調査の動機は、「ドイツ人は本当に知らなかったのか」、それとも、「驚愕を隠すために反抗的に拒絶しているのか」に関心を抱いたということから。これは、よく分かる動機である。

「あのこと（強制移送列車、強制収容所、ガスによる殺人）は何一つ知らなかった」という、終戦直後に慣用

句にまでなっていた表現は、70年代終わりには、「ごく稀」になってきた。もちろん最初は「知らなかった」であるが、それは、「そのことに関わり合おうと思わない」ということを意味しているのだと、彼は解釈し、事実、「最初のぶっきらぼうな否認」⁽⁴⁰⁾から、次いで、違ってきてくるという「前書き」をケンポフスキは、書いている。敢えて整理されることのないままに公刊されているが、そのなかから我々の主題に関わる声を何点か拾い上げてみよう。

— 「いいえ。そんな衝撃的なことは、信じたことはありませんし、そんな衝撃的なことは、いつまでも覚えていたくありません。（1894年生まれの郵便配達人）」⁽⁴¹⁾

— 「私たちドイツ人に対して非難されることは多くの人にとって正しいのですが、しかし、多くの人にとってはまた、君たちは知っていたに違いない — 君たちは何と言っても収容所のすぐ近くにいたのだからという非難は、正しくありません。これは、答えにくいものです。私は、アルンシュタットに住んでいました。ワイマールから40キロのところですが、ブッヘンヴァルトのことは何ひとつ知りませんでした。

私たちは、ブッヘンヴァルト収容所が存在していることは知っていましたが、そこで何が起きているのか、……そのことは外界から実際遮蔽されていましたので、なに一つ聞こえてきませんでした。何があるのか知っていた人たちは、自分の身が危なくならないために、もちろん何ひとつ語りませんでした。（1925年生まれの高등학교教諭）（強調点は、引用者、以下同じ）⁽⁴²⁾

— 「彼らが労働収容所にやって来たことは、知っていましたが、彼らが殺されたことは、知りませんでした。このことを初めて知ったときにはもちろんショックでした。多くの人々はたぶん、知ろうと欲することがなかった nicht wissen wollen なのでしょう。追いやっていた von selbst wegschieben のです。（1924年生まれの警官）」⁽⁴³⁾

— 「ユダヤの星を付けた人がやって来たとき、私はたいへん気まずい思いがしたことを知っています。人々は、その光景を知ろうとすることも見ようとするもしなかった nichts davon wissen und sehen wollte. 私はそこで自転車に乗って追いかけて、その人が去って行くのを見ていました。人々は堅固な価値観を持っていて、そこで何を始めるべきなのかを知りませんでしたし、より正確なことは、私には分かりませんでした。ユダヤ人、それは無であり、彼らは申傷されるのです。ただ家では人間を尊敬すべきだと教えられていましたが。

そんな人がこんなに特別視されることで、何に堪え忍ばなければならないのかは、私には分かりませんでした。ペダルにいつそう力を込めて見ないように目を背けること weggucken. 当時はこういうように定式化することが出来ませんでした。ぼんやりとした人間感情でした。（1928年生まれ教師）」⁽⁴⁴⁾

公刊が79年、約300人近い回答者のなか、最後から3人目に至って初めてただ一人しか出されなかった声を次に聞こう。「1925年生まれの主婦」の声として、「知らなかった」と答えるだけではなく、「知らなかった」ということを「知ろうとしなかった」ことだとつかみ直し、つまり「知 Wissen と意志 Wille」、「知への意志 Wille zum Wissen」の問題だと見て、しかも、その不在と不発それ自体を「我が罪 persönliche Schuld」として感じるという考え方が提起されている。

——「私が問い合わせたり照会したりする可能性を一度も追求しなかったこと、……そのことを、私は1945年以後自分自身の罪として感じ取ってきました」⁽⁴⁸⁾

「どれだけ、どの程度知っていたのか、どの程度現実のものとして分かっていたのか」ということは、二義的な問題である。ここに、「知への意志」の背後の駆動力として「罪」という特有の考え方が存在していることを見届けることが出来よう。

3-2. 「沈黙」の精神史

我々の文脈にとってフリッツ・シュターンによる「お上品な沈黙とその諸結果」⁽⁴⁹⁾と題するエッセイも、見過すことが出来ないであろう。これが、1998年という時点でもなおかつ講演されているということに注意したい。「ナチズムの勝利はドイツ史の完成ではなかったし、また、事故や偶発ではなかった。それは避けられるものであったし、勇気ある反対者も存在したが、しかし、ナチズムを助長し促進した多くのことがドイツ史と当時の現在には存在した。その一つが、『お上品な沈黙』という、ある種の伝統であった」と彼は提起している。19世紀以来の、ドイツにおける「或る種の伝統」の所在が素描される。例えば、フランスのバルザックやイギリスのディケンズが自国と自国の諸階級を仮借ない厳しさと描写し、安楽のうちにたゆたう、社会の金銭欲に走る非人間的な同時代人に対して告発したのに比して、ドイツ文学は、これを持たないというのである。つまり現実の「過小評価」という傾向である。

彼は、「沈黙は人類に対する実際の犯罪である」を引用しながら、20世紀という「虐殺の世紀」に対して、次のような「モットー」を与えている。「人々は悪を見なかった、人々は悪を見ようと欲しなかったし、悪行を知覚しようと欲しなかった —— そしてこれとともに、沈

黙が始まった。というものの、傍観と沈黙とは緊密に結合するのだから」。これに対して「古くからの約束、古くからの人間の要求、証言すること、不幸から記憶を奪い取ること」を対置するのである。⁽⁴⁷⁾

そして依然として「かくも驚くべき複雑な過去は根本的な研究を要求しており、学問と文学に対するおそらくかつてなかった程の、まれなる挑戦を意味している」と今日の課題の所在を確認している⁽⁴⁸⁾ことは、留意してよいであろう。

II.

4. 「起こるがままに放置」という範疇の独自性、存在論的な対応物の不在

「不作為」を記述するに際して、次のように、

「das Gewissen ablenken lassen 良心が曲がるがままに放置する」、「jemanden im Irrtum lassen 他者が勘違い（思い違い、間違い）をしているままに放置する」⁽⁴⁹⁾

と表現する世界が既に開かれている。もっともドイツでさえも、こういうように、動詞「lassen」を使って、「使役」の意味ではなく、「放置・放任」の意味で使うというのは、独特の自覚的な意識が形成されていないと出来ないことではある。

関口存男によれば⁽⁵⁰⁾、「不作為」を日常言語として表現するドイツ語としては、次の語群が存在する：

bleibenlassen, liegenlassen, unterlassen, lassen, ausbleiben, ausstehen⁽⁵¹⁾

今日のドイツ語圏において頻繁に用いられるのが、例えば、再発見の賜物であろうが、「この世で生きてゆくことが危険であるのは、悪をしでかす輩がいるためではなく、悪が起こるがままに放置する（geschehen lassen）輩がいるからである」（アインシュタイン）というように、「起こるがままに放置する」という表現である。ヴァイツェッカーのいわゆる「良心が曲がるがままに放置する」も、「ドイツ人は犯罪者によって導かれ、また、犯罪者によって導かれるがままにみずから甘んじたのです」という表現も、この一種であろう。この「起こるがままに放置する」という表現を一個の範疇として形成したのとして、次にビルンバッハーの仕事を見てゆこう。

5. 不作為の基本形と拡大形態の分節化・体系的導出 — 不作為の究極形態

直接的に第二次世界大戦中のユダヤ人迫害に関しては、—— 状況内存在としての人間を想定して、いかなる状況においても、という意味で—— 「作為と不作為」を標題に掲げて主題として追求したのが、ディートリッヒ・ビルンバッハー⁽⁶²⁾である。彼の業績に依拠しながら、改めて我々も、最も素朴な次元から始まって最高度の次元に至るまで「不作為」を考えてみよう。ビルンバッハーの問題意識は、その「緒言」の冒頭に明瞭に出されている。つまり、「他者に対して、あることないことを並べ立てることによって、その人を故意に騙すか欺く人が、大事なことを隠し立てることによって、それと知りながら他者が勘違い（思い違い、間違い）を犯している状態をそのままに放置する人よりも、通常厳しく道義的に断罪される」という実例提示に明らかである。「作為」の前者に対して、後者の「不作為」の提起が実に鮮やかである。我々としては、その際に、やはり「黙認・放置の lassen」が用いられて、「jn.im Irrtum lassen」と記述的に表現されていることが啓発的である。後者を、より厳密に分節化すれば、

「誰かが、説明しようとするれば出来るはず könnten の間違い（思い違い、勘違い）を犯しているのを放置すること」

これを更に厳密に規定すれば、次のようになり、「不作為」は明確に記述されて提起される。

「適切に説明することによって誤りを終わらせようとするれば出来るはず könnten にも拘わらず、誤った状態が続くままに放置すること」。⁽⁶³⁾

かれが出发点とするのは、「作為と不作為」の双方に対して、道義的な判断が「相異なる・別種の・異種的な」(verschieden, nicht unterschiedlich)ものとして立てられているという通常態である。「不作為」に対する道義的な判断は、「作為の罪」とは比較にならないほど万人において鈍るからである。その「異種性」を確認しながらも、これを問い直そうとビルンバッハーは、双方を「対概念 Kontrabegriffe」へと形成する試みを思考実験するのである。(54)

さて彼によって、「不作為」が、その概念分析としては、ほぼ全容を明らかにしていると考えられるので、ここで、事例研究への言及と展開は立ち入ることなく、そ

の全体として16個の命題へと体系化されたものを見てみよう。

まず彼は、「不作為の基本形」をいっさいの具体的な文脈を捨象して、つぎの二つの「記述概念」に求める。

命題(1) 人物Aが行為Hを実行するということが起こらない。

命題(2) Aは、行為Hを実行することが出来るであろう könnten。

これは、ドイツ語文化圏が蓄積する日常言語「Aが行為Hを控える、怠る (unterlassen)」という一文を分析して、その含意を析出したものに他ならない。命題(2)として、「不作為の可能性の条件」が、「しようとする事が出来るであろう (können, nicht können)」という「行為の能力と可能性に対する思考の文脈」を根本条件として設定されていることが注目されなければならない。

この基本形に対して、まず、「客観」の側からの「期待・義務(規範的)・要求(記述的)」の付加による「拡張形態」が追求される(命題3, 4, 5)。この場合、「基本形」と「拡張形態」の区別が注目される。先の「unterlassen」の場合、ドイツ語文化圏での日常言語では、何ら「規範」や「諸価値設定」とは結びついていないという視点がビルンバッハーにおいて維持されているのである。「どうぞ煙草はお控えください」(Bitte das Rauchen unterlassen!)であり、また、法哲学的にも「不作為」は「法秩序によっても、他者からの期待によっても構成されるわけではない」(アルミン・カウフマン、1959年)⁽⁶⁵⁾からである。つまり、英語圏の言う「不作為」、「omit;omission」(「commission,omission」は、ともに「mission」を前提する)とは違うのである。

ここまでは、比較的容易なことである。問題は、「もうひとつの事態Pの出現」であり、これに対する、不作為の対応(6, 7)が重要である。そして、「主観」の観点から「知」による関与(8, 9)が確定される。これらを総体として、「不作為(Unterlassen)」が記述概念として以下のように導出される。

命題(3) Aには、行為Hを実行することが期待される。
命題(4) Aには、行為Hを実行することが義務だとみなされる。

命題(5) Aにはには、行為Hを実行することが義務づけられる。

命題(6) Aは、Pを抑止・阻止する verhindern であろう行為Hをしない (unterlassen 怠る)。

- 命題(7) A がしないこと (Unterlassung 怠慢) は、重大な危険性がある。
- 命題(8) A は、自らが行為 H を実行しないということを、知っている。
- 命題(9) A は、自らが行為 H を実行すべきであるということを、知っている。
- 命題(10) 問題となる振る舞い Verhalten が、怠慢 (不作為) ein Unterlassen として把握されるのは、(そのつどの行為連関によって与えられる) より高次の記述が行為者の完璧な拱手傍観 によってもまた実現されたであろう場合のみである。これ以外は、その振る舞いは、行為 ein Handeln として把握されるべきである。
- 命題(11) A は、E が起こりかねない状況のなかにいる。
- 命題(12) A は、E が起こること (あるいは、E が起こりかねないこと) を阻止する verhindern であるう行為 H を実行することをしない (怠る)。
- 命題(13) E が、起こる。
- 命題(14) A は、自らが行為 H を実行しない場合には、E が起こることを知っている。
- 命題(15) A は、自分自身の行為によって E の積極的な種々の原因に加わるわけではない。
- 命題(16) A の行為が起こるがままに放置すること ein Geschehenlassen であるのは、その行為が A あるいは他の人々によって主導される行為連鎖を、つまり、起こりかねない出来事 E を抑止・阻止する行為連鎖を打ち切りにする場合である。この場合、起こりかねない出来事 E は、A によって引き起こされるわけではもちろんなく、また、E はさらに起こりつづける。⁽⁵⁶⁾

我々が取り上げたいのは、この最終的な、究極の段階、つまり「作為・行為による不作為=起こるがままに放置」である。その場合、「怠慢・不作為 (Unterlassen)」と「起こるがままに放置 (Geschehenlassen)」との範疇としての差異を明確にしておこう。

「不作為」も「行為」も、知らずして起こり得るのに対して、「起こるがままに放置すること」は、常に「それと知りながら (wissentlich)」でしかあり得ない。人物 A は、B が溺れるのを救い出すことを知らずして (unwissentlich) 怠り得るが、知らずして B が溺れるままに放置するということとはあり得ない。A は B を知らずして殺すことはあり得るが、知らずして B が死ぬがままに放置する・見殺しにする (sterben lassen) ことはあり得ないのである。⁽⁵⁷⁾

A が話すのを止める (そしてこのことによって対話相手 B を極度に重苦しい、対話によって軽減される心理的な状態に委ねる) 場合、これは、不作為 (Unterlassen) である。対話を止めることそれ自体が行為を必要としないから。話を止めるということは、沈黙が始まるということの意味し、そして沈黙は、不作為の一例である。これに比して A が、対話の真っ最中で聞き手に重苦しさを課する場合には、対話の打ち切りは行為 (Handeln) であり、したがってまた、B が対話の単なる作為を通じた打ち切りによって起こるがままに放置するであろうことと同一のことが、B に起こるがままに放置する。行為の中断が不作為 (それ以上話を続けないこと) によって生じようと、行為 (聞き手への圧迫) によって生じようと、この過程全体の性格は変わらない。B がいる過程、A が何らかの方法で作用を加える過程が A によって引き起こされるわけでないかぎり、この出来事は総じて起こるがままに放置すること (Geschehenlassen) という性格をもつ。⁽⁵⁸⁾ 「行為による、起こるがままに放置すること」が生じるのは、A が救おうとする腕を溺れかかっている B から引っ込めて、このことによって B が溺れるままに放置する場合である。この場合もまた、進行する過程 (B の溺れること) を、それが打ち切られる時点まで阻止する、行為による介入が打ち切られる。⁽⁵⁹⁾

更なる詳論が必要な点を残すが、いずれにせよ、以上によって「起こるがままに放置する」という範疇が、「怠慢という不作為」から区別された、より上位の概念として、「作為による不作為」を記述する概念としてあり得るということが確定できた。「不作為」が「作為」を可能とするのであって、必ずしもその逆ばかりではないという論理的な展望が得られたことを確認しよう。ハンブルクの列車内で起きた「暴力」に対して、17歳の少年が「ナチスをしてその諸犯罪を可能とさせたのは、この途轍もない無関心であったことを思い浮かべる」(Die Zeit v.16.Mai Nr.21,1997) と投稿しているが、それだけの精神的な成熟を見せているのが、今日のドイツでもある。

III.

最後に、フランスの側から提起されている二つの作品を一瞥することで、現代史における不作為問題を「日常倫理」の地平へと引き戻して考える姿勢を見ておきたい。

6. 悪の構成要素としての「不作為」、トドロフの見解

ナチズムの引き起こしたことを、強制収容所から生き残った者たちによる諸作品と証言をテキスト分析しながら、トドロフは、「悪との共犯の円環」を次々と取り上げたあと、次のような「少々暗い結論」を引き出す。

「他人の不幸は、これを防ぐために我々が己れの平静を断念しなければならぬとしたら、我々を冷淡にさせるものである。このことを知るのに、本当は収容所に行く必要などなかった。毎日我々の周囲で不正行為が行われていても、我々はそれを阻止すべく介入するわけではない。(……)周囲の極端な貧困を見ることにも、それをもう考えないことにも馴れている。(……)挙げられる理由はいつも同じである。つまり、私は何も知らなかったし、また知ったところで、何も出来なかったことであらう。」⁽⁶⁰⁾

そして、「無関心」を、「悪の出現」にとって論理的に必要な不可欠な構成要素として組み込み、そこに、善悪の永久闘争の渦中に置かれた存在として人間の姿を確定する。

「悪が現実のものとなるには、何人かが行動するだけでは充分ではない。大多数がそばにいて、無関心でいなくてはならない。そして我々がその点で罪あることは、よく分かることである。」⁽⁶¹⁾

「悪は偶発的なものではなく、常に現前し自在にでき、いつでも現れようとする。悪が表面化するには、何もなくてよいのである。」⁽⁶²⁾

トドロフによる「普通の人々」の「日常的な悪徳」の指摘は新鮮である。これに対して、彼は、先に取り上げたドイツ人シュヴァンの探求する方向のモラルと同じく「気遣い」というモラルを対置するのである。

7. カミュ『転落』の主題について

第二次大戦を青年期に過ごした1913年生まれのカミュは、『転落』において、「動機なき殺人者ムルソー」の造型から始まった作家人生を閉じるかのように、見知らぬ若い女性の「セーヌ川からの身投げ」という出来事に遭遇する体験を味わう花形弁護士、その零落する精神を描いた。

「夜は、橋を渡らないことにしているんです。誓ってね。想像してごらんさい。誰かが水中に転落したとします。そのとき、採る途は、二つにひとつです。河に飛び込んで引き上げる。これは、寒い頃だと最悪の結果になり兼ねませんよ！もう一つは、その人の身から出たさびだとして見殺しにすること。これはしかし、飛び込むべきところをそうしなかった後、痛みと

なってくるのが稀ではありませんよ」⁽⁶³⁾

出来ることを何もしなければ、良心が痛む、介入すれば、善行へと「強いられた」という腹立たしい感情から逃れられない。これが簡明に定式化された、冒頭での独白である。「善なること」が「強制」されるといふ、現代人の不快感、「腹立たしい感情」(!)⁽⁶⁴⁾と、善行の「不作為」とに挾撃される人間の葛藤である。カミュは「ユダヤ人虐殺」を、敢えて大仰にそれとして設けていない。しかも、誰でも常に日常的に遭遇し得る体験を据えた点に、現代という時代の深層を問う姿勢を見ることが出来ようか。

「われわれはなんびとの無罪をも請け合えないのに、万人の有罪であることは確実に断言できる。各人はすべて自分以外の罪を証言している、これがわたしの信念だし、ここにわたしの希望があるんです」⁽⁶⁵⁾

この「万人の有罪であること」とは、「不作為の罪」以外のなにもものでもないであろう。

終わりに代えて

他者に対する危害（「作為の罪」）を排除するという原則と、自余のことは「自己責任」に委ねるといふ、今日一般に流布している道義観の構図に対して、「不作為」は、特有の次元を開示するものとして存在している。それは、或る事態の「阻止」に関わるべき行為次元を指示する。ところで、90年代欧州の出来事に対して、壁崩壊後の「東欧」への関心と「マーストリヒト」に集中する選択肢に関して「欧州政治家たち」が「優先順位」を誤ったと批判を下し続けるのは、東欧革命の優れた目撃者イギリス人歴史家ガートン・アシェ⁽⁶⁶⁾である。「西側政治家が1991年にマーストリヒトによる通貨統合にうつつを抜かしている間にも、ヴコバルでは既に家屋が燃え上がっていた。我々は、その前兆を見ようとすれば見ることが出来ていたはずであった(hätten sehen können)が、しかし我々は、それを見ようと欲することがなかった(nicht es wollten)」。このように、「西側はバルカンを見殺しにした」と、彼が自己批判する根拠へと導入する思想が、「不作為の罪」なのである。⁽⁶⁷⁾

註

1. Unabhängige Expertenkommission; Schweiz Zweiter Weltkrieg. Die Schweiz und die Flüchtlinge zur Zeit des Nationalsozialismus (Hrsg.:www.uek.ch) 同専門委員会のメンバーには、ドイツでも日本でもよく知られて

- いるバートシェフスキ（元ポーランド外相）やザウル・フリートレンダーも含まれている。ドイツ語紙からは、次を参照。「戦時下でのスイスの難民政策に対する謝罪。専門家たちがナチ時代の亡命者問題を消化克服」（99年12月11日付「ディ・プレッセ」）、「反ユダヤ主義を基盤にした防衛的な難民政策」（同日付け、「新チューリッヒ新聞」）、「大統領がスイスの亡命者政策に遺憾の意。第二次世界大戦に対する委員会が、ベルンは数万人のユダヤ人を救うことが出来ていたはずと公表」（同日付け「ベルリン新聞」）、「スイスは国境開放によって何万人ものユダヤ人を救うことが出来ていたはず。ベルジュ委員会が第二次大戦中スイスの人間蔑視の難民政策に対する報告書を公表」（同日付け、「フランクフルター・ルントシャウ」）、「委員会が第二次大戦中の態度を批判。スイスは何万人ものユダヤ人に対して支援を拒否した」（同日付け、「南ドイツ新聞」）。日本では、次の報道を参照。「スイス、入国拒否、戦時中 ユダヤ難民 2万4000人 独支配地に追い返す」（同日付け、「読売新聞」）、「スイス、ユダヤ人入国拒否、ナチの目標助ける」（12月14日付け、「朝日新聞」）。
2. UEK.: Ibid. S.286
 3. UEK.: Ibid. S.273-S.286また、前掲「読売新聞」も参照。同報告書は、「全人類に対して問いを投げかける時代」を研究するという自覚をもつ。というのも、第二次世界大戦は、他のいかなる紛争とも違っていった。つまり、それまで知られていない次元の軍事的対立にかたて加えて、「人種的大量殺害」が、「男、女、子ども数百万人の組織的な絶滅」が登場したというのである。正当な認識である。
 4. 前掲各紙を参照。
 5. 参照「国連に対する厳しい批判—ルワンダでのジェノサイドに深刻な共犯—」（「ディ・プレッセ」99年12月18日付け）「人種殺害、アナンがルワンダでの国連の任務を謝罪」（「フランクフルター・ルントシャウ」同日付け）「人種殺害からの教訓」（「taz」同日付け）「国連、対応怠った、ルワンダ大虐殺」（「朝日新聞」1999年12月18日付け）「ルワンダ虐殺も国連に責任」（「読売新聞」同日付け）、「ルワンダ虐殺の国連対応を批判」（「毎日新聞」同日付け）。
 6. Aus: “Weltversagen, amtlich” von Andreas Schwarz, aus: Die Presse v.18.12.1999
 7. 「朝日新聞」99年12月26日付け「アナン国連事務総長特別寄稿」より。
 8. 本稿が特に関わるテキストとして、次のものを参照。ヴァイツェッカー著山本務 訳著『過去の克服・二つの戦後』（NHK ブックス705、1994年）P.20—P.42。なお、「過去の克服」に関するドイツでの文献は、この十数年間で次々に公刊されており、その文献目録としては、次の二つが参考になる。Eckhard Jesse u.Konrad Löw(Hrsg.): *Vergangenheitsbewältigung*, Dunker u. Humblot 1997, Jürgen Danyel(Hg.): *Die geteilte Vergangenheit*, Akademie Verlag 1995
 9. 同上、P.25—P.29「罪責問題」。
 10. 同上、PP.49を参照。ヴァイツェッカーは「組織化された意味におけるホロコースト」と、これに至る過程における「帝国水晶の夜」「ユダヤの星の刺繍」などの諸現象を分けて考える。前者のことを「ドイツ人が知っていた」というように演説しているわけではないし、また、同演説をそのように読むことは、誤読である。
 11. 「待ちに待ったことが起こらない」という意味で、ドイツ語は、この単語をもつ。例えば99年の今年、NATOによるセルビア空爆に関するスーザン・ソンググの見解の核心箇所、「かりにNATOが戦争一般を否定していたとするならば、それはコソボの人々にとって、どういう事態を意味していたでしょう—— 助けは来ない、ということです。ボスニアの人々がセルビアとクロアチアの侵略者の攻撃にさらされていた—— 殺され、爆撃されていた—— 三年の間、結局NATOが彼らに伝えたメッセージは、助けないということだったのです。何事かをしない、つまり不作為。それもまた行為なのです」（「朝日新聞」1999年7月15日付け、作家大江健三郎との往復公開書簡）と言われる場合、この「助けは来ない」は、ドイツ語ならば、“Die Hilfe bleibt noch immer aus.”と表現するところであろう。「支援の不作為」の自覚から、「積極的な介入」への道の論理を提起したのは、彼女であった。なお、「不作為」を表現するドイツ語の語彙論としては、後述。「不作為」を判断する際に、例えば、「解明しようとするれば出来るはず könnten の間違いを誰かが犯しているのを放置する」という記述を対象とする。ソンググの「かりに…していたとするならば」という文脈の導入は、「仮定」という「思考」の文脈である。それは「反事実」、あるいは、「仮想」の文脈ではない。また、『介入？人間の権利と国家の論理』（エリ・ウィーゼル、川田順造編、廣瀬浩司・林修訳、藤原書店刊、1997年）は、「介入」に対する各分野の学者たちの考え方を示す。
 12. 最近の画期的な研究としては、邦訳も直ちに公刊されたゲッツ・アリーの著が挙げられる。Götz Aly: *Endlösung. Völkerverschiebung und der Mord an den europäischen Juden*, S.Fischer 1995ゲッツ・アリー著山本尤・三島憲一訳『最終解決—— 民族移動とヨーロッパのユダヤ人殺害』（法政大学出版局、1998年）。
 13. この三段階の範疇化は、後述するディーター・ビルンバッハー著『作為と不作為』「緒言」冒頭での記述から示唆を受けたものである。Vgl. Dieter Birnbacher: *Tun und Untertlassen*, Reclam 1995,S.9
 14. 拙稿「罪責問題・その哲学的展開」（『九州看護福祉大学紀要 第1巻第1号』p.233—p.243）を参照。
 15. 「作為」の論理もまた、二重性を帯びていることは、別に

考察する予定。

16. Richard Matthias Müller: *Normal-Null und die Zukunft der deutschen Vergangenheitsbewältigung*, SH Verlag 1994, S.62, S.63
 17. Richard von Weizsäcker: *Ein unbeugsamer Geist und ein fühlendes Herz*, in: Eberhard Jäckel (Hrsg.): *Demokratische Leidenschaft*, DVA 1994, S.241 - S.251 この演説は、ナチ時代の問題は「端的に悪」が、戦後の現在では、「精神の弱さ」が問題であるとして、双方を「不作為」の視点から東ねたものとして重要な演説である。
 18. 「想起」とは、ヴァイツゼッカーが大統領としての政治活動をするに当たって、85年演説とともに「鍵概念」としたものであったが、相前後して、「想起の文化」と規定できるものが形成されて、「想起と歴史」、「集団の自己同一性」など注目すべき研究分野が開拓されるに至っている。
 19. Ute Heimrod, Günter Schlusche, Horst Seferens (Hrsg.): *Der Denkmalstreit • das Denkmal? Eine Dokumentation*, Philo Verlag 1999, 1298 Seiten を参照出来る。本書は、殺害されたユダヤ人に捧げられている。
 20. Klaus Naumann: *Der Krieg als Text. Das Jahr 1945 im kulturellen Gedächtnis der Presse*, Hamburger Edition 1998 ハンブルク社会研究所所員のクラウス・ナウマンは、「戦後50周年の記念の年」に輩出したドイツのメディア、436にのぼる日刊紙と週刊紙を狩猟し、「ドイツ人の潜在的な自画像」と「諸テキストの話法」を提起する。筆者も、ヴァイツゼッカー「5月8日演説」が終戦日に対して「解放か、崩壊・敗戦か」という問題提起を行っているものとして読解していた。前出の拙訳著「論考編」、拙稿「ヴァイツゼッカー演説と『5月8日』の歴史意識(1)(2)」(『駒澤大学外国語部論集』第42号1995年、P.65 - P.79, 同第44号1996年9月、P.209 - P.227)を参照。
 21. Jan Hoger Kirsch: »Wir haben aus der Geschichte gelernt« .*Der 8. Mai als politischer Gedenktag in Deutschland*, Böhlau Verlag 1999 本書は、「1945年5月8日が、解放の日か敗戦の日か、同時に双方なのか」という問題に対して、1985年と1995年との記念日の形態と内容を初めて描いたものである。
 22. 「図書新聞」1998年1月1日号、拙稿「戦争と罪をめぐって、ドイツの場合」、拙稿「罪責問題・その哲学的展開」(『九州看護福祉大学紀要第1巻第1号、1998年3月発行 p.233 - p.243)を参照。なおカール・ヤスパース著 *Die Schuldfrage* (1946) (『戦争の罪を問う』橋本文夫訳、平凡社ライブラリ、1998年)に関して、アメリカで、アンソン・ラビンバッハ(プリンストン大学・歴史学者)によって『破局の影の下で—終末論と啓蒙主義の狭間のドイツ知識人—』(1997年)で、終戦直後の講義の雰囲気などに
- も言及し、また、論点も正確に主題的に考察されていた。珍しいことではなかったか。これを受けて、後述するドイツ人ヘルムート・ドゥビールは、ヤスパースとアーレントとによる「罪責問題」の把握の相違を明らかにしながら、ヤスパースを批判的に要約している。Anson Rabinbach: *In the Shadow of Catastrophe. German Intellectuals between Apocalypse and Enlightenment*, University of California Press 1997, p.129 - p.165 また、市村弘正著『敗北の二十世紀』世織書房、1998年)、特に pp.103も参照。
 23. Helmut Dubiel: *Niemand ist frei von der Geschichte. Die nationalsozialistische Herrschaft in den Debatten des Deutschen Bundestages*, Carl Hanser Verlag 1999
 24. Dubiel, H.: *ibid.* S.10 なお、ヤスパースが「民法」から借用して創出した「政治的な賠償責任」(die politische Haftung)を継承して、ドゥビールは正確で、しかも自分自身の考えも提起する考察を見せていて、重要。
 25. Saul Friedländer: *Gibt der Erinnerung Namen*, Verlag C.H.Beck 1999, S.29 S.31 フリートレンダー(1932年ブラハ生まれ)の講演は、その著『第三帝国とユダヤ人(1)——迫害の年月 1933年—1939年』(1997年に英語版、1998年にドイツ語版公刊、未邦訳)に対して授与された1998年度白バラ兄妹賞受賞講演である。Friedländer, S.: *Wenn die Erinnerung kommt*. Aus dem Französischen von Helgard Oestreich, Beck 1998は、フリートレンダーの自伝である。
 26. Vgl. Paul Ricoeur: *Das Rätsel der Vergangenheit. Erinnern — Vergessen — Verzeihen*, Wallstein Verlag 1998 また、ドイツ側からは、古代ギリシャ史を専攻しながら、同時代史に対して、現代の特有性を見てゆくエッセイを公刊するクリスティアン・マイヤー(1929年生まれ)の著も啓発的である。Christian Meier: *Vierzig Jahre nach Auschwitz. Deutsche Geschichtserinnerung heute*, C.H.Beck 2.Aufl.1990, *ibid.*: *Erinnern — Verdrängen — Vergessen*, in: *MERKUR* v.570 - 571, 9.10.1996, S.937 - S.951
 27. R.v.Weizsäcker: *Vier Zeiten*, Siedler Verlag 1997, S.80 邦訳としては、永井清彦訳『ヴァイツゼッカー回想録』p.53下段。なお »hätte tun können« (could have done)「することが出来たはずであった」という鍵概念の含意の分析に関しては、現代イギリスのムーア、オースティンらによる分析哲学と併せて、行為理論として別に詳細に考察しなければならない。とりあえずは、次のものを参照。Wilhelm Vossenkuhl: *Freiheit zu handeln*, in: Hans Michael Baumgartner (Hg.): *Prinzip Freiheit. Eine Auseinandersetzung um Chancen und Grenzen transzendentalphilosophischer Denks*, Verlag

- Karl Alber 1979, S.97－S.138前出、拙訳著 p.222「不作為の罪」の提起を参照。
28. Dubiel, H.: ibid. S.16－S.21「罪とは厄介な概念である」から始まる、ヤスパース、アレントに関する考察は、優れた要約になっている。しかし、ヤスパースの「道義的な罪、形而上学的な罪」に言う「罪」を「比喩」だと規定したり、「罪とは厳密に逆説的にも、これを認めない場合に生じる」と規定するのは、幾分「杜撰」で「約め過ぎ」という批判を免れえないであろう。彼が依拠するシュヴァンは、もっと掘り下げて考えている。「罪が発生するのは、逆説的だが、私が罪を拒否するとき、つまり、私が罪を私の人格的な自己同一性へと組み込もうとしないとき、私が内なる矛盾を溶暗したり見てみぬ振りをすることによって回避し、もみ消そうとするときである」 Gesine Schwan: *Politik und Schuld, Die zerstörerische Macht des Schweigens*, Fischer Taschenbuch 1997, S.46 シュヴァンは、太古の善悪観に対してはポール・リクールを援用し、刑法上の「罪と責任」概念を吟味し、さらに「形式的な構造」を規定し、ようやくヤスパースに至って「実質的な共通性」を見出す。
29. ツヴェタン・トドロフ著『極限に面して－強制収容所考－』（右京頼三訳、法政大学出版局1992年）p.180ドイツ語版としては、次のものを参照。Tzvetan Todorov: *Angesichts des Äusersten*, übersetzt von Wolfgang Heuer und Andreas Knop, Wilhelm Fink Verlag 1993, S.169, S.170, S.175
30. トドロフ、前掲書 p.180
31. トドロフ、前掲書 p.180
32. Vgl. Richard Matthias Müller: *Normal Null und die Zukunft der deutschen Vergangenheitsbewältigung*, SH－Verlag 1994, S.62－S.64リヒャルト・マティアス・ミュラーは、「悪の作為と出来る限りの善なることの不作為」を対置し、[双方の境界規定が考慮の外に放置されてきたこと]を、ドイツの罪に関する討議の弱点のみならず、「伝統的な道義理論の弱点」でもあると指摘し、R.M.ヘア著『道徳的に考えること』（内井惣七、山内友三郎監訳、劉草書房、1994年）による、他者に対する期待度「通常一零」理論を導入する。この検討は、別稿に委ねる。
33. 例えば、ドイツ紙「ディ・ツァイト」が第一面で論評して論議を呼んだ、ハンブルクでの暴行事件に際する「そして誰も見やらない、傍観社会」と、これに対する論議を参照。DIE ZEIT v.18. April, 25.4., 25., 9.5.1997
34. Kurt Bayertz: *Eine kleine Geschichte der Herkunft der Verantwortung*, in: Kurt Bayertz (Hrsg.): *Verantwortung Prinzip oder Problem?* Wiss. Buchges. 1995, S.46拙稿「歴史に対する責任問題－現代責任論の位相－」（『駒澤大学外国語部論集』第46号 p.59－p.81）で幾分かは言及されている。
35. Bayertz, K.: ibid. S.46, Hans Lenk u. Matthias Maring: *Verantwortung*, in: Lutz H. Eckensberger u. Ulrich Gähde (Suhrkamp 1993) *Ethische Norm und empirische Hypothese*, S.223行為理論の立場から、行為を「解釈による構成」によって記述されるべきものとして打ち立てるのに寄与しているのが、「不作為の行為」である。「自覚的な、意図された不作為」が「行為の抑圧」として「解釈による構成」を必要としていると正当に指摘される。
36. Schwan G.: ibid. S.220「平和で自由な共存のための諸規範」を参照。
37. 近代国家の本質が諸価値に対する「中性国家」であることを、明治天皇制国家の成立分析に際して、終戦直後の日本で対置したのは、周知のように政治学者丸山眞男「超国家主義の論理と心理」（『丸山眞男集 第3巻』1995年、岩波書店、p.17－p.36）の功績であり、それは、その後も日本国家の近代国家への転換という現実と相即し、また学問的にも有効な視点であった。しかし、その一方で、丸山は、例えば、戦後ドイツのエルンスト・ヴォルフガング・ベッケンフェルデとともに有名な「自由主義的で、世俗化された国家は自らが保証することの出来ない諸前提によって生きている」という、もうひとつの厳しい「楯の反面」が「民主主義体制」の実質であることも強調する。近代国家が存立できるのは、国家がその市民に保証する自由が内部から個々人の道義的な実質と社会の同質性によって調節する場合に限られる。他方で国家は、内部的な調節力を、例えば法権力や権威的な命令という手段によっては保証しようと試みる事が出来ない。これに関する古典的な論文としては、次を参照。Ernst Wolfgang Böckenförde: *Die Entstehung des Staates als Vorgang der Säkularisation*, in: *Recht, Staat, Freiheit*. Studien zur Rechtsphilosophie, Staatstheorie und Verfassungsgeschichte, Suhrkamp 1991, S.92－S.114ここに、「不作為」問題の発生を論理的に不断に孕んだものとして存立する「民主主義体制」の姿と、その活性化という課題を見ることができよう。
38. Zitiert von Fritz Stern: *Das feine Schweigen*, Historische Essays, C.H.Beck 1999, S.172
39. Walter Kempowski: *Haben Sie davon gewußt? Deutsche Antworten. Die deutsche Kronik VI*, Goldmann Verlag 1999(1979 Albrecht Knaus Verlag)本書は、79年公刊のものが、新書版へと復刊されたものである。
40. Kempowski, W.: Ibid. S.5
41. Kempowski, W.: Ibid. S.12
42. Kempowski, W.: Ibid. S.38
43. Kempowski, W.: Ibid. S.12
44. Kempowski, W.: Ibid. S.88
45. Kempowski, W.: Ibid. S.143 なお同書に「後書き」を寄

せるオイゲン・コーゴンも書くように、「不作為」とは常に、「要求されているであろう(erforderlich wäre)ことの — 根拠ある — 怠慢・不作為」(143)と、「接続法」として語られるものである。

46. Stern, F.: *ibid.*, S.158—S.173

47. Stern, F.: *ibid.* S.160

48. Stern F.: *ibid.* S.172

49. Dieter Birnbacher: *Tun und Unterlassen*, Philipp Reclam jun. 1995, S.9念のため一言しておきたいが、この表現がドイツ語として熟して成句として使用されているという想定は安易で無意味であり、「黙認・黙許・放置の lassen」が使われて、独自の記述的次元へと対象化されているに過ぎない。》Was man tut.«(「為すこと」)に対して》Was man tun läßt.«(「為すがままに放置すること」)を対置すると、「作為」と「不作為」の次元の異種性が判然とする。日本人政治学者丸山眞男はその生涯に及ぶ仕事で、この対置を未展開ながらも示唆したことがあった。丸山「現代における態度決定」(『丸山眞男集 第8巻』 p.312—p.317 「不作為の責任」1960年)を参照。そこでは「人民による何どきたりとも介入する」権限も言及されるが、しかし丸山において「自然と作為」は対概念として形成されたが、「不作為と作為」は、未展開に終わった。とはいえ、「アパシー」(無関心)と「大衆社会的な同調文化」の時代背景を視野に入れて「忠誠と反逆」(『近代日本思想史講座 vi』(1960年、筑摩書房)が出されており、この点も看過できない。

50. 関口存男「否定の話」(『ドイツ語研究』Nr. 5, Sommer 1981, 三修社、p.67—p.77)これは、1941年に発表されていた論文の再録である。関口はさらに、》vorenthalten《という単語が「与えるべきはずのものを与えずにおく」という「厄介な立場」に対して簡単に使える好都合な動詞であると正しく教える。

51. 「黙認・黙許・放置」の「lassen」を駆使してドイツ語として表現することは、相当の習熟を要する。我々はドイツ語に関して、この語彙からして収集し形成する道を歩まなければならない。次のものがその語彙である。文例は、ここでは割愛する。das Gewissen ablenken lassen (これがヴァイツゼッカー演説の日本への紹介に際して理解されず「躓きの石」となった表現方法であった) ablassen, links liegenlassen, etwas auf sich beruhen lassen, das Vergangene vergangen sein lassen, es dabei beruhen lassen, etwas im Stich lassen, jn. im Regen stehen lassen, sich etwas gefallen lassen, stehenlassen, fahrenlassen (fahrlässig), alles unter sich lassen, das Radio anlassen, das Fenster auflassen, den Brief zulassen, den Zug auslassen, seine Absicht fallenlassen, kein Wort über etwas fallenlassen, etw. hängenlassen,

die Dinge laufenlassen, lockerlassen, nachlassen(Nachlässigkeit, vernachlässigen), offenlassen, sitzenlassen, stehenlassen, vorbeigehenlassen, weglassen, zufriedenlassen. 日本語としては、「寝たきり老人」は存在しない、「寝たせきり老人」が存在するだけだということに、「介護責任」と「不作為」の観点から日常言語批判を実行して初めて問題の所在が見えてくる点にも注意。メディアで経済企画庁による『ミニ経済白書』から、日本経済の長期低迷の原因を金融機関による不良債権処理の遅れにみて、官民双方における「不作為」を認め、その際に「起きると困ることは起きないことに」という、より突っ込んだ表現が報道紹介された(「毎日」1998年12月28日付け)。言語による記述次元への対象化が要求されているのである。

52. Dieter Birnbacher: *Tun und Unterlassen*, Reclam 1995 *Ibid.* S.9 「緒言」より。なお本書の文献一覧は、有益。

53. *Ibid.* S.103,S.104 「起こるがままに放置 — 不作為の特別形態 — 」より。

54. *Ibid.* S.9 「緒言」より。

55. Birnbacher, D.: *ibid.* S.50 「不作為の拡張形態」より。

56. Birnbacher, D.: *ibid.* S.32—S.114 以上の全16命題を、とりあえず取り出してみた。ビルンバッハー自身は、各命題に詳細な論究を与えている。

57. *Ibid.*: S.104 第14番命題に関わる。

58. *Ibid.*: S.111 「行為による不作為」より。

59. *Ibid.*: S.112 「行為による不作為」より。

60. トドロフ著前掲書 p.180

61. トドロフ著前掲書 p.86

62. トドロフ著前掲書 p.186 持田季未子著『希望の倫理学』(平凡社選書182、平凡社、1998年) p.190—p.204, pp.118を参照。日本では、作家井上ひさしがヒロシマで生き残ったが故の「罪」、ヤスパースの所謂「形而上学的罪」に相当する罪を戯曲化した。『父と暮せば』(新潮社、1998年)参照。「ビルンバッハー第16番命題」に関わる戯曲化でもある。井上は、「うちはおとつたんを地獄よりひどい火の海に置き去りにして逃げた娘じゃ。そよな人間にしあわせになる資格はない」(p.99)と、潜らせながらも、「父」(娘の対話相手としての幽霊)をして、「双方納得ずく」(p.103)の死別として確認させ、稀なケースを通らせ、巧みに描いた。全体として、死者(彼岸)との自己内対話が客観化され、もう一度此岸の生の回復如何を問うものであり、哲学の問題構成が演劇化されている点でも注目に値する。

63. カミュ著『転落・追放と王国』(佐藤朔、窪田啓作訳、新潮文庫1968年発行、1998年35刷) p.19—p.20 独訳では >nach unterbliebenen Kopfsprüngen< と、「unterbleiben」(「なされないままにいる、起こらない、行わ

れない」!)で表現。Albert Camus: *Der Fall*, rororo 1968, S.15

64. Birnbacher, D.: *ibid.* S.269

65. カミュ著、前掲邦訳、p.97 なおカミュとアレントとを現代史の経験から描いたものとして、1957年生まれの著者による次の作品は、啓発的である。Jeffrey C.Isaac: *Arendt, Camus, and Modern Rebellion*, Yale UP.1992

66. Timothy Garton Ash: *The Magic Lantern*, Vintage Books 1993, *ibid.*: *Ein Jahrhundert wird abgewählt*, dtv 1990 (未邦訳)

67. アシェの第一回テオドール・ホイス記念講義 Vgl. Wohin treibt die Geschichte? Von Heike Buchter, in: *Das Parlament* v.26.Dez.1997, Europas Versagen auf dem Balkan, in: *Die Presse* v.21.10.1999, Der britische Historiker Timothy Garton Ash über den alten Kontinent an der Jahrhundertwende, in: *DER SPIEGEL* v.Nr.43 1999, S.198—S.203

(1999年11月30日、加筆2000年1月10日)